◎新潟県告示第1305号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第１項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年12月12日

新　潟　県

代表者　新潟県知事　　米　山　　隆　一

都市計画の種類及び名称

１　種類　佐渡都市計画臨港地区

２　名称　両津港臨港地区